(公述人の氏名) 様

門真市長 (氏 名) 印

公述通知書

東部大阪都市計画(門真市)

の { 決定・変更 } に関し、公述申

出書によって提出のありました公聴会での公述については、下記のとおりあなたに意見を述べていただくことになりましたので、門真市まちづくり基本条例施行規則第6条第2項に基づき通知します。

なお、提出いただいた公述意見の中には、当該都市計画案に関係のない箇所がありま したので、その部分については、公述することができません。

記

1	公聴会の日時	年	月	日	午前・午後	時から
2	公聴会の場所					
3	公述時間	分	(4	〉述人	人中	番目)
4	公述できない箇所	別紙のとおり (下線部の箇所)				
5	お持ちいただく物	1 本通知書 2 本人確認ができるもの(本人の運転免許証又は健康保険証等)				

- 注) 1 当日は、開始時刻の10分前までにお越しください。
 - 2 発言の内容が公述申出書に準拠していないとき、若しくは公述時間を超過したとき、又は不適切 な発言があったときは、発言を中止し、又は退場していただくことがあります。
 - 3 原則として代理人により公述を述べることはできませんが、やむを得ない事情がある場合には、 あらかじめ議長の許可を得て代理人に委任することができます。
 - 4 公聴会の内容は、個人情報を除き公表する場合があります。

【お問い合わせ先】

門真市まちづくり部都市政策課 〒571-8585 門真市中町1番1号 TEL 06-6902-1231